

第 編 間接国税編

8 酒 税

統計表を見る方のために

8 酒 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成14年4月30日までの申告又は処理による課税事績及び平成14年3月31日における調査時点の事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分1度以上の飲料（アルコール専売法の適用を受けるアルコールを除く。）をいい、原料と製造方法により10種類、11品目に分類されている。

種類は、①清酒 ②合成清酒 ③しょうちゅう ④みりん ⑤ビール ⑥果実酒類 ⑦ウイスキー類 ⑧スピリッツ類 ⑨リキュール類 ⑩雑酒である。

品目は、①しょうちゅう甲類 ②しょうちゅう乙類 ③果実酒 ④甘味果実酒 ⑤ウイスキー ⑥ブランデー ⑦スピリッツ ⑧原料用アルコール ⑨発泡酒 ⑩粉末酒 ⑪その他の雑酒である。

2 統計表の収録一覧

統計表	分類方法	調査項目								調査方法	
		課税数量	税額	製成数量	販売（消費）数量	製造場数	販売場数	製造業者数	販売業者数		設置場数
8-1 課税状況											全数調査
(1) 課税状況	種 類 別	○	○								
(2) 県別課税状況	〃	○	○								
8-2 製成数量											全数調査
(1) 製成数量	種 類 別			○							
(2) 製成数量の累年比較	〃			○							
(3) 県別製成数量	〃			○							
8-3 販売（消費）数量											全数調査
(1) 酒類の販売（消費）数量	種 類 別				○						
(2) 販売（消費）数量の累年比較	〃				○						
(3) 税務署別販売（消費）数量	〃				○						
8-4 免許場数											全数調査
(1) 酒類の製造免許場数	種 類 別					○		○			
(2) みなし製造場数	〃					○					
(3) 連続式蒸留機の設備状況						○					
(4) 酒母及びもろみの製造場数						○					
(5) 酒類用自動販売機の設置場数及び台数	種 類 別									○	
(6) 酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数	〃							○		○	
(7) 免許場数の累年比較	〃					○	○				
(8) 税務署別免許場数	種類別、卸・小売別					○	○			○	